

1)目的

以下の本文テキストはダミーです。ライセンスも文ライ
センスに存続するフリーたある以下、参考得るれ性質を著
作者明瞭の引用実況でしればはいいな、フリーの俳句は、
執筆掲げるファイルに尊重なることとして存在十分でで
ているますで。または、方法の担保号は、権利の侵害従っ
学問可能ませ対象で検証する、その文字でならば文を著作
きことを著作心掛けられるあつ。あるいはを、執筆文献で
引用もつられてい人格を少なくともでき努めことは、許諾
でた、場合によるも著作物の編集による自体上の問題はさ
ことを、本著作法も、明確の創作をするば原則が利用さま
すばいますます。

参加するて、ここの引用は厳しいかもしません。しか
し、本著作会に、考慮しライセンスの文章、ユーザと独自
に侵害ありことがさば、性質記事の侵害にフリーで学問あり
りことで加えて、著作下げなければとめを記載、引用権公
表たますとの担保とさのは、少なくとも著しくとさてよい
です。あるいは仮には、列挙権利を対話するれてい台詞
がそのまま該当写す、記事上を判断即しこととして、理事
の国内によるコンテンツの投稿になく投稿定めことで抜
き出しな。また、記事から慣行ができ文章によって、そ
の機密の事典を短い許諾なるれてる本文の過去に改変
しや、ペディア版から本質をでき本文として、そのフリー
書きの重要引用の場合が引用さとし原則あれ。そのようま
す執筆ページは、ライセンスが依頼必要物の引用を困難フ
リーをし文章が、仮に扱うことないはできうない。



(図1) キャプション (8ポイントで)

または、それに問題と満た
せ。下の下で一見なるれため
文献を利用満たしです文に見
るないますか、公表物を引用されます著者たあるば問題は

投稿カテゴリーを
ご記入ください。

掲載年に合わせて
ください。

号で指摘するれている
ールを、それなど公表
に「適法」ませ対象下がありといふ本質のフェアが著作いつ
なた。しかし、明示があります引用権、一方 the に紹介掲
げる要件で公表ある歌詞両国により、著作権の注意を方針
という、ペディア上のなく要求をしれ有力名もし、日本語
の著作は難しいさなくな。

検証会の文に含むという方針は、引用内者の公正ますフ
ァイルの法律を侵害定めれる適法をできん。必要でことが、
著作者物は、登場物を許諾とどめれライセンスででのでも、
侵害のフリーのものませ、執筆法会の引用をすること短い
著作満たすことへ侵害するているませ。

2)現状の分析

被疑義は、そのようでテンプレート形式で尊重定め、引
用名に引用疑われるてい条が、著者の適法における引用す
るための著作方針として、両国を例証するための記事によ
ってあることに人格を反しばいます。

SA コモンズは、営利性組み合わせとできる文字・サー
バをし字の制限者て手段により、1章3取り扱い0条の下
物著作として、可能ライセンスを保護しているませ。

事前者依頼は、下・百科が生じる要件も方法でしよます
ことでパブリックにでき以下を、引用の政治にさことを
predominantly において、SA には著しくライセンスの記事
をできますで。その例のアートによる、米国の引用者性
や、本一定権(CC 短歌本文主体性最終下フリー財団)の反
映者権という趣旨著作引用のことます、掲載に独自ますで
ものが著作するていない。見解法規定は文権利の修正で
営利をありんことととどめれますて、コンテンツ文献の参

メインタイトル/サブタイトルの
形式でご記入ください

列挙は巻によるそのた
文を説明するられるの
判の権利の被著作者は
米国権をするませ。

日本の検証会者ができるが、著作性の要件とさばいる達成物と、公表国号の配信に従った短い引用する転載も、要件によるななけれ文化庁のめ 107 まてい他ととして点物に保、家のアートにありて推奨とどめれです関係物も、著作第 0 例外の「仮に引用されてい参考物」が理解することをするない。

3)結論

または、引用第 107 方針により承諾会権に引用得ためも、削除権の記載者が削除しててください以下として歌詞書きに利用よれことをできます。実際、コード物許諾権発表説明のためを、以下の文献をさことを引用します。日本の参考版權(米国箇条 107 項)の本文をは、表現的なプロジェクト登場利用ますませ 3 条にさて、「可能あり転載」たうとしれる方針に執筆にさことによって、著作法の引用を判断認めます。

3 項が従つので、そので適法主従が利用できるか資料かは、たとえとおりの OSA で区別さおよび利用するれあれ。

主下をも、0)趣旨で各ペディア Commons にしれられるている下、0)日本の情報 content をするので、登場のために、引用のアナウンサーに記事が保有するて侵害ありことや、制限的またペディア的で侵害物が、フリーの著作に引用また明瞭にする文献が難しい文章で違反さこと法を状態対象が管理設けるられているのを制限でき、時に米国字に決議基づいなあって米国法 1 項 2007 条が作る文を得るれる列挙ますますて、米国者をはアメリカ合衆国権 4 章と即し複数 BY に引用し、目的たたことに従ってしこととするない。同事前においてライセンスで、ための一方執筆さで。

注

1)脚注、参考文献、引用文献は本文よりも字間、行間共に詰まっています。

引用文献

1) 雑誌論文の場合

執筆者、「論文名」、『誌名』、巻号数、出版年、pp.〇-〇 (複数ページ) / p.〇 (単ページ)

2) 図書 1 冊の場合

著者名、『書名』、出版社、出版年

3) 図書の一部の場合

著者名、『書名』、出版社、出版年、pp.〇-〇 (複数ページ) / p.〇 (単ページ)

4) 同じ文書に関する注が連続する場合

書名 (論文名) の代わりに「同上書 (同上論文)」

同じ文書に関する注を、他文献を挟んで再度記載する場合

書名 (論文名) の代わりに「前掲書 (前掲論文)」

5) 新聞の場合

「記事見出し」、『新聞名』、掲載年月日、朝刊もしくは夕刊

6) web サイトの場合

作成者(制作会社、機関等)、「タイトル」、アドレス(URL)、最終アクセス日

* URL を複数記載する場合は、最後に最終アクセス日を記載しても可。

**本文と字間、行間が
異なりますのでご注意
ください。
ただし、文字色は
黒で。**